

京都市嵯峨鳥居本町並み保存館条例の一部を改正する条例（平成17年1月26日京都市条例第68号）（都市計画局都市景観部都市景観課）

地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に京都市嵯峨鳥居本町並み保存館の管理を行わせるために必要な事項を定めることとしました。

この条例は、平成18年4月1日から施行することとしました。

京都市嵯峨鳥居本町並み保存館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年12月26日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第68号

京都市嵯峨鳥居本町並み保存館条例の一部を改正する条例

京都市嵯峨鳥居本町並み保存館条例の一部を次のように改正する。

第4条を削る。

第3条各号列記以外の部分中「市長」を「指定管理者」に、「一」を「いずれか」に改め、同条を第4条とする。

第2条本文中「京都市嵯峨鳥居本町並み保存館（以下「」及び「」という。）を削り、同条ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、「ときは」の右に「，市長の承認を得て」を加え、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

（指定管理者による管理）

第2条 京都市嵯峨鳥居本町並み保存館（以下「保存館」という。）の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 講座，研修等の開催に係る業務
- (2) 保存館の維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（都市計画局都市景観部都市景観課）